

瀬谷区公告第 104 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 10月 19日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	横浜市国民健康保険料督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

工藤 活明
高尾 純江
樽海 公一
須合 優一
松崎 惣一郎
忍足 竜司
森岡 正太
寄村 曉

齋藤 幸輝
LE NHU MANH
NGUYEN CONG MIN
宮本 武志

令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度7月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度7月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度7月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度7月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分
令和8年度8月期分